



# 介護保険制度

## 食費・部屋代の負担軽減制度



市ホームページ

介護保険では、所得の低いかたが介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設など）やショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）を利用する場合、食費・部屋代の負担軽減を行っています。

### 手続き方法

昨年度、負担限度額認定証をお持ちで、今年度も該当が見込まれるかたには、負担限度額認定申請書を6月中旬に送付しています。申請時には、預貯金などが確認できる書類（通帳の写しなど）の提出が必要です。負担限度額認定は、申請のあった月の初日までしかさかのぼることができません。申請が遅れると、軽減の適用が遅れるので、早めに申請してください。

### 利用者負担段階と対象となる条件 ※年金収入額には、非課税年金も含む

利用者負担段階	対象となる条件	預貯金額（夫婦）
第1段階	●生活保護受給者●世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ）全員が市民税非課税である老齢福祉年金受給者	1,000万円(2,000万円)以下
第2段階	年金収入額+その他合計所得金額が80万円以下	650万円(1,650万円)以下
第3段階①	世帯全員が市民税非課税 年金収入額+その他合計所得金額が80万円超120万円以下	550万円(1,550万円)以下
第3段階②	年金収入額+その他合計所得金額が120万円超	500万円(1,500万円)以下
第4段階	上記以外のかた	食費、部屋代の軽減なし

## 介護保険負担割合証

要介護・要支援認定を受けているかたに、8月1日から有効な新しい介護保険負担割合証を7月中旬に郵送します。古い介護保険負担割合証は、8月1日以降無効となりますので、市役所へ返却してください。※介護保険負担割合証は、基本的に申請する必要はありません。紛失や破損など、再発行が必要な場合には申請してください

申請・問い合わせ先 / 市役所介護保険課介護保険係 ☎76-8144

## 緑を守り育てよう

# 皆さんの緑化活動を応援します

### 生け垣の設置費用を助成

生け垣は、ブロック塀のように倒壊の危険性がなく、災害時の安全対策に有効です。

対象者	●住宅、店舗、工場、事務所などに生け垣を新たに設置するかた ●既存のブロック塀などを生け垣に転換するかた
助成要件	●公道に面し、その中心線から2m以上離れた敷地内、または敷地内で壁のない駐車場の周囲に設置 ●設置延長が2m以上 ●樹木の高さが0.9m以上で生け垣に適したもの ●1m当たり2本以上植栽 ●生け垣の設置場所をレンガなどで囲む場合は、その高さが宅地面から0.5m以下
補助金額	●新しく生け垣を設置する場合 / 1m当たり2,000円(上限60,000円) ●ブロック塀を生け垣に転換する場合 / 1m当たり3,000円(上限90,000円)
その他	着工後の申請不可。申し込み方法など詳細は、お問い合わせください。

### 住宅取得者に記念樹引換券を贈呈

対象者	自己用住宅(マンションを含む)を取得後、1年以内のかた	引換券	2,000円分
申請方法	次のいずれかを持参し、公園農政課に直接 ●建築基準法による検査済証 ●購入契約書 ●家屋登記事項証明書 ●取得日が分かる書類		
引換場所	●あいち尾東農協尾張旭、瀬戸、長久手の各グリーンセンター ●稲一園芸(北山町)		

申請・問い合わせ先 / 市役所公園農政課公園緑地係 ☎76-8161